

公益財団法人南アルプス市スポーツ協会表彰選考委員会規程

第1条 公益財団法人南アルプス市スポーツ協会表彰規程第4条の規定に基づき表彰選考委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

第2条 委員会は、公益財団法人南アルプス市スポーツ協会（以下「本会」という。）の次の事項を審議することを目的とする。

- (1) 体育功労者の選考に関する事
- (2) 特別優秀表彰及び優秀表彰の選考に関する事
- (3) 感謝状贈呈者の選考に関する事
- (4) 山梨県体育功労者の選考に関する事

第3条 委員会は、本会会長から委嘱された本会役員10名で組織する。

第4条 委員会には次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長、副委員長は、委員会において選出する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第5条 委員長は委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第6条 委員会は委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

3 本会会長及び副会長は、委員会に出席して意見を述べる事ができる。

第7条 委員会の決定事項については、理事会及び評議員会に報告し、重要事項については承認を受けなければならない。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(1) 南アルプス市体育功労者の選考上の内規

- 1 候補者は、年齢が45歳以上（表彰式の前日の基準日とする）とし、指導歴又は実践活動歴を10年以上有し特に市内のスポーツ振興に貢献があったもの。
- 2 各加盟団体（地区スポーツ協会・競技加盟団体・スポーツ推進委員会・スポーツ少年団本部）は、該当する者を十分審査し、推薦は各1名を原則とする。

(2) 優秀選手・団体の選考上の内規

- 1 主管競技団体の主催大会に限り、技術差でパート分け等をしてある場合はトップレベルでの優勝のみとする。ただし、年齢制限のパート分けについてはこの限りではない。（県スポレク祭、いきいき山梨ねんりんピック、県体育祭り個人競技での種目別優勝者は除く。）
- 2 候補者が市外の所管団体に所属していた場合は、個人表彰とする。

(3) 感謝状贈呈の内規

- 1 この内規は、公益財団法人南アルプス市スポーツ協会（以下「本会」という。）に貢献し、本市の社会体育・スポーツ振興に寄与した功績顕著な者に対し、感謝状を贈呈することを目的とする。
- 2 感謝状の贈呈は、本会の加盟団体及び事務局の推薦した候補者について表彰選考委員会で選考し、会長が行う。
- 3 感謝状は、次の各号の一に該当する者に贈呈する。
 - (1) 本会の運営に貢献しその功績が多大な者。
 - (2) 本会の理事及び加盟団体の副会長（副部長）以上の職を6年以上在職した者。
 - (3) 本会の事務局長の職を2年以上在職した者。
 - (4) 個人の場合年間50万円以上寄附した者。
 - (5) 団体・会社等の場合年間100万円以上寄附した者。

(4) 山梨県体育功労者の選考上の内規

- 1 候補者は、年齢満50歳以上（県体育祭り開会式の前日を基準日とする。）で地区スポーツ協会会長、加盟団体会長（部長）等の役職を10年以上行い、その団体の普及発展に寄与したものである。また、会長（部長）以外の役職については、県レベルでの功績を考慮する。
- 2 選考基準対象者は公益財団法人南アルプス市スポーツ協会体育功労者（平成14年度以前に中巨摩郡体育功労者表彰の受賞者及び南アルプス市体育功労者表彰の受賞者を含める。）となった年度順とする。
- 3 当該年度に受賞外となった者は、翌年度に優先受賞候補者とする。

附 則

- 1 選考の決定は、表彰選考委員会で行い理事会に報告し承認を受けなければならない。
- 2 上記以外の諸問題が生じたときは、表彰選考委員会で協議し決定する。

3 この内規は、令和3年4月1日から施行する。